

企業会計基準公開草案第1号

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(案)」等に関する意見

企業会計基準委員会として、最初の会計基準草案を公表する運びとなったことお慶び申し上げます。日本唯一の独立した会計基準設定主体として、高品質な会計基準の設定によりレジェンド(警告文)の解消の努力、世界に恥じない理解可能な会計基準を公表していただくことを期待しています。

。企業会計基準委員会のスタンスについて

自己株式等の草案ですが、企業会計基準委員会の今後のあり方を示す良いテーマです。

日本の企業会計基準委員会は商法の下請としての役割しかしないのか、会計を国際的な視野で真摯に受け止め「あるべき会計処理および開示基準」を独立会計専門機関として商法に改正を提言(ドイツ会計基準委員会「DSRC」が行っている方法)するのか、今後の方向が試されているからです。

または、会計基準設定主体として、商法、証券取引法に重複した計算規定をなくす努力(提言)をするのか、日本の会計制度全体にからむ問題解消に努力するのか試されているからです。

草案を見ると、明かに商法の下請けとの位置付けにあります。この方法をとると複雑となって会計の理解者を失う恐れがあります。

あるべき方法として、会計の専門家としてドイツの方法を模索していただきたい。

方法としては、(1)会計的視点・・会計的に本来あるべき会計処理及び開示基準を示して、商法への提言をしていく努力を積み重ねること、(2)現行商法の会計処理と開示・・現行商法によれば、今回の草案のように処理することになり、商法が改正されるまではこの会計基準を適用する旨の記載するなど、下記のような方法が考えられます。

(1) 会計的視点

自己株式の取得は、その実体は資本の払戻しであり、資本取引として直接、資本金、資本準備金、利益剰余金を控除する。改正法人税法第二十四条一項五号では、利益剰余金に相当する部分は、相対取引及び非公開会社の自己株式取得には「みなし配当」とされている。

自己株式の交付には、ストックオプションの行使による払込、買収など株式交換による交付などがあるが、その実体は増資であり、資本取引として資本金、資本準備金の増加である。ストックオプションの行使及び買収等の株式交換には、自己株式の交付及び新株発行がありいずれの場合にあっても、株主にとっては同一の権利と価値を持っており自己株式と新株とを識別しない。同様に、会社の会計処理も、自己株式の交付と新株の

発行とを識別する理由はない。

しかしながら、現行商法では資本の部に「自己株式の部」を設けて処理することと規定しており、商法の改正を提言し商法が改正されるまでは以下の通りとする。

(2) 現行商法の会計処理と開示

以下省略。

法定準備金の取崩に対する意見

平成2001年10月1日の改正商法の施行により、額面株式が廃止になりました。80年代には時価発行が主流となり意義を失った額面株式を廃止した国では、資本準備金を廃止し、株主からの払い込金額全額を資本金としたり、加えて授権株式数を廃止(unlimitedとなっています)しました。分かり易くするためには、資本準備金及び授権株式数も廃止すべきではないでしょうか。

「その他の資本剰余金」や「その他の利益剰余金」とは、国際的には意味不明です。この意味不明なものは、ドイツ会計基準委員会(DRSC)のように商法改正の提言を通じて解消する努力を積み重ねるべきです。

なお、連結会計原則では、すでに法定準備金である利益準備金は、連結利益剰余金に含むことになっています。この結論は、優れて会計的です。商法に対して、意味の薄れている利益準備金の積立規定解消を資本準備金の解消と併せて提言するときです。

。企業会計基準と適用指針公開草案について

会計基準になぜ関連する会計基準を盛り込まないのでしょうか。当初から適用指針を作成することは利用者(企業、監査人、財務諸表利用者)に複雑となってしまいます。当初から会計基準が不完全であることを証明しているようなものです。国際会計基準であっても、解釈指針は趣旨が異なります。分かり易くするため、関連する項目は一つの基準書に盛り込むべきです。

。連結財務諸表における子会社及び関連会社が保有する親会社株式等の取扱い

第73項から第75項は、子会社が親会社の株式を取得することは改正商法でも禁止しているので商法と矛盾する、関連会社は投資を持分法による損益計上することで連結剰余金は累積するが自己株式は連結されないで矛盾する。

。「代用自己株式」なる用語は必要?

合併等で株式交換する場合、自己株式であろうと新株であろうといずれの交付は可能です。代用自己株式という用語によって、新たな自己株式があるものと誤解を受ける恐れがあり誤解を避ける意味で削除したほうが良い。

。連結財務諸表との関係が不明瞭

連結会計原則では、すでに法定準備金である利益準備金は、連結利益剰余金に含むことになっています。この草案第15項から18項で資本の部の表示を示していますが、第8項によれば、連結財務諸表も同様の表示を求められることになろうかと思えます。ところが、適用指針第1号では、第4項で連結財務諸表における例示を示して矛盾したものとなっている。

日本の唯一の独立した会計基準設定主体として、つまり会計の専門家として世界的に理解可能で通用する恥ずかしくない、高い品質の会計基準を開発して欲しいものです。さもなければ、簡単なものを複雑なものとしてしまい会計は理解されず不信感を生むことになるでしょう。

いま日本の会計に求められているのは、信頼を得ることと、より多くの理解者を得る努力です。それには論理的に整合して多くの納得を得られる会計基準が求められています。

公認会計士 横山明

2001年12月25日